

2017年度
民事再生法講義
12

関西大学法学部教授
栗田 隆

第8章 再生計画認可後の手続
第9章 再生手続の廃止

再生計画の遂行 (186条・188条)

	管理命令	監督命令	命令なし
遂行者	管財人	再生債務者	再生債務者
監督者	裁判所	監督委員	なし
終結決定の要件	<ul style="list-style-type: none"> ● 再生計画が遂行されたとき、又は ● 再生計画が遂行されることが確実であると認めるに至ったとき 	<ul style="list-style-type: none"> ● 再生計画が遂行されたとき、又は ● 再生計画認可の決定が確定した後3年を経過したとき 	<ul style="list-style-type: none"> ● 再生計画認可の決定が確定したとき

T. Kurita

2

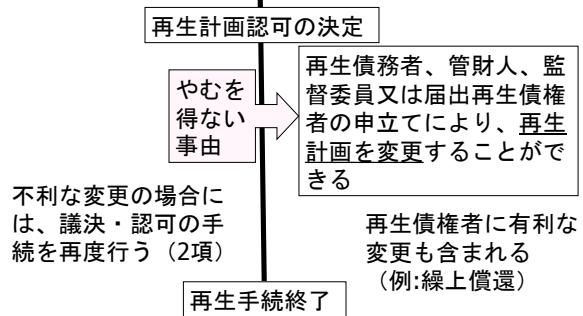
認可された再生計画の挫折

- 再生計画の変更 (187条)
- 再生計画の取消し (189条)
- 破産手続開始の決定又は新たな再生手続開始の決定がされたこと (190条)
- 再生計画認可後の手続廃止 (194条)

T. Kurita

3

再生計画の変更 (187条)



T. Kurita

4

再生計画の取消し (189条)

取消事由

1. 再生計画が不正の方法により成立したこと。
2. 再生債務者等が再生計画の履行を怠ったこと。
3. 再生債務者が監督者の許可・同意を要する行為を独断でしたこと（41条1項・42条1項又は54条2項の違反）

T. Kurita

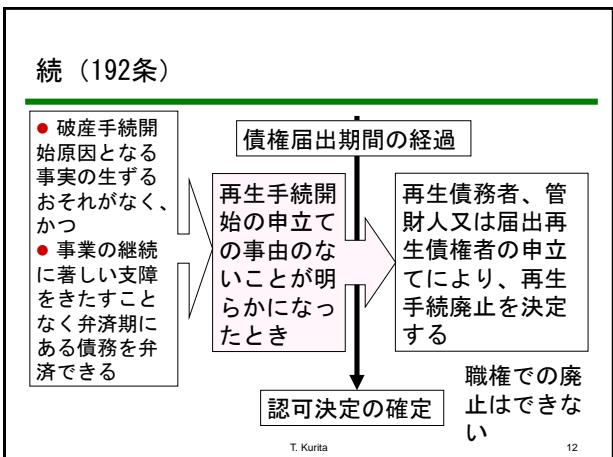
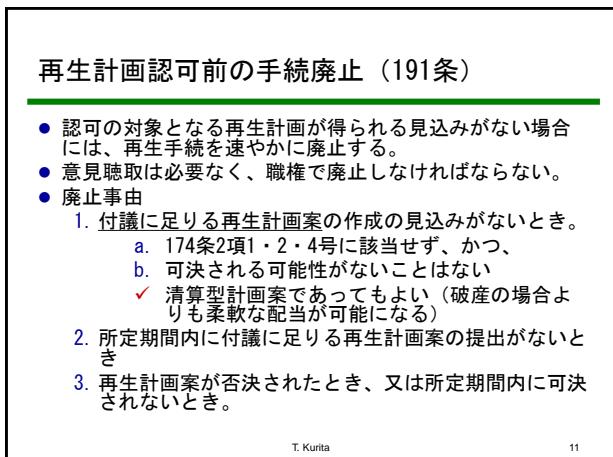
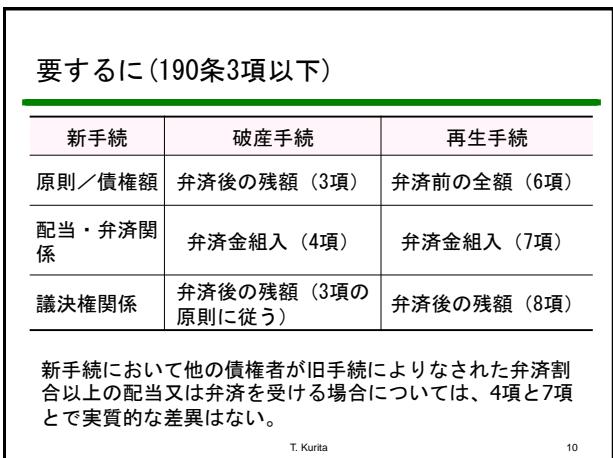
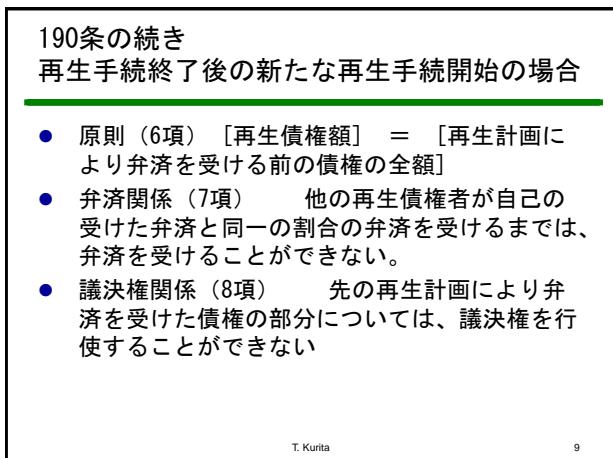
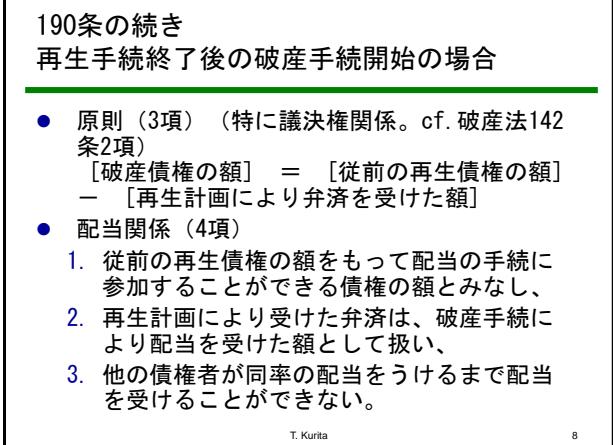
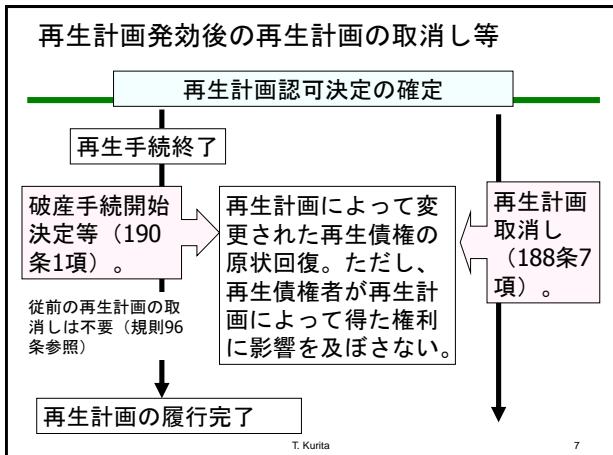
5

取消しと廃止の比較

	取消し (189条)	廃止
時期	認可決定確定後	手続開始後・再生手続終結まで（廃止事由により異なる）
申立ての要否	再生債権者の申立てが必要（1項）。失権規定がある（2項）	おおむね、再生債権者以外の者にも申立権があり、職権でもできる。
裁判所の裁量性	「できる」（1項）	「しなければならない」（191条・192条・194条）／「できる」（193条）
認可された計画により変更された権利	原状回復あり（7項）	原状回復なし（195条6項。ただし190条に注意）

T. Kurita

6



再生債務者の義務違反による手続廃止（193条）

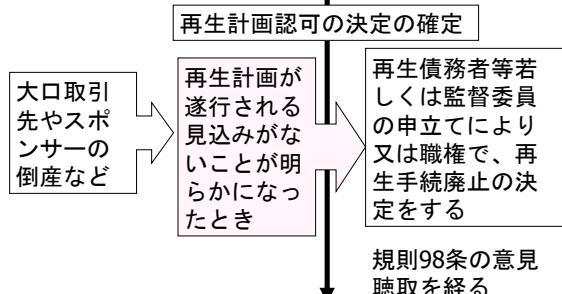
- 認可決定の前後を問わない。
- 再生債務者の義務違反のみが廃止事由であり、管財人の義務違反は廃止事由にされていない。
- 廃止事由
 1. 保全処分命令違反
 2. 許可等が必要な行為の独断実施（監督受ける義務の違反）
 3. 認否書提出義務違反

✓ 85条1項違反が廃止事由とされていないことにについては、強い批判がある。

T. Kurita

13

再生計画認可後の手続廃止（194条）

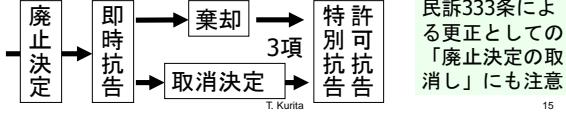


T. Kurita

14

再生手続廃止の公告等（195条）

	廃止決定	廃止決定の取消決定
公告の時期と内容	直ちに、主文及び理由の要旨（根拠規定を示す程度でよい）（1項）	確定してから、その旨（4項）
即時抗告	可（2項）	
効力発生	確定の時（5項）	



15

廃止決定の効力（195条6項）

- 廃止時期と計画認可の前後を問わず、次のものは影響を受けない
 1. 未履行双務契約の解除の効果
 2. 担保権消滅請求制度による担保権消滅の効果
 3. 役員に対する損害賠償請求権の査定の効果
- 認可された計画による権利変更も影響を受けない。ただし、破産手続の開始の場合には、変更前に復する（190条1項）。
- 否認権行使の効果については、次の見解が有力である。
 1. 認可前の廃止の場合には遡及的消滅
 2. 認可後の廃止の場合には、消滅しない

T. Kurita

16

廃止決定が確定した場合の準用規定（195条7項）

廃止事由	廃止の時期 =認可決定の確定	確定再生債権の債権者表記載の効力	管理命令・監督命令の失効
再生計画の不出・否決（191条）	前	185条の準用により確定判決と同一の効力	188条4項の準用
手続開始事由の不存在（192条1項）			
再生債務者の義務違反（193条1項）	後	180条2項により確定判決と同一の効力	
計画の遂行見込みなし（194条）			

T. Kurita

17